

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第28号 平成29年度光市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

44ページの下段の光地域英語教育研究事業130万円の減額でしたが、当初予算250万円ということで、減額のほうが多いんですが、見込み違いちゃうのは何を言うんでしょうか。

○和田学校教育課長

今、御質問いただきました光地域英語協育研究事業交付金の件ですが、3年間の研究指定ということで、3年次を迎えておりました。1年次、2年次と同額の交付金をいただいておりますので、同額で予算を組んでおりましたが、文部科学省の方針が2年次と3年次で大きく変わりました、このような減額になったということでございます。

以上でございます。

○河村委員

何が変わったというのを、ちょっと言うてもろうてもいいですか。

○和田学校教育課長

変更になりました内容につきましては、3年次、11月8日に行いました研究大会に向けたさまざまな準備をしていくということを計画しておりましたが、例えば、研究集録や研究紀要の印刷費を減額にする。または、購入予定でありました、iPadの台数を減にする等を行いまして、この文部科学省の委託料に合わせた予算に組み直したということでございます。

○河村委員

要は、その成果を公表する印刷費等についても、皆減額になったということなんですか。

○和田学校教育課長

当初、印刷会社に委託しまして、全てを印刷するという計画をしておりましたけれども、各学校で印刷をしたり、またはカラーを白黒にしたり、また用紙を安価なものにしたり等、工夫しながら、この範囲内で準備をしたということでございます。

大きくは、iPadの購入台数を減数にすることで対応したということでございます。

○河村委員

46ページ上段の小学校整備事業で大きな減額であったわけですが、全てが学校債の提供なんですけど、トイレとか防水工事は年次的にずっと推進するような計画であったような気がするんですが、現時点で何年化計画とかという計画を持ちよったのですかね。

○太田教育総務課長

学校の整備に関しまして、大きいものとして屋上防水と今加速的に進めようとしているトイレの改修工事があります。まず、屋上防水に関しましては、5年計画を立てて順次それぞれ整備をしております。

平成27年度から5年、もしくは6年かけて屋上防水については、悪いところから順に整備をしていこうということで、29年度で3年目を迎えております。大方、整備につきましては済んでおります。予定としましては、残り、三井小、上島田小、島田中を今後年次的に行う予定としております。

トイレ整備につきましては、議会等でさまざまな御意見等をいただいておりますことから、加速的に進めるということで29年度の補正予算にも設計を計上いたしましたところであり、来年度以降も工事、設計ともに重点的に取り組むことにしております。

以上でございます。

○河村委員

まだ年度途中ですから、同じ借金していくんじゃから、次の工事、次の工事ということにならなかったですか。

○太田教育総務課長

今の御質問はトイレ改修の。

○河村委員

いや、防水も一緒じゃろう。

○太田教育総務課長

防水に関しましては、年次的に進めておりますので、その計画に従いまして順次行う考えであります。

トイレに関しましては、設計が完了しないとなかなか工事に踏み込めないということで、トイレの工事費を年度内に補正計上することはできなかった状況でございます。

○河村委員

言わんとすることはわかるんですが、要は悪いところがあつて、私らが見てもなかなか学校の維持管理がうまく進んでいるとは思えないような状況があるんで、年次計画というのは早う完成したら、それだけ効果が高いと思われるんですが、そのあたり、要は5年計画じゃから5年でなきゃいけんという終わり方をするのか。同じお金の使い道な

んじゃから、半年でも1年でも早うに終わるという感覚ではないですか。

○太田教育総務課長

委員さんの言われることは理解するところではありますが、財政当局等の協議も必要であります。財政としては全体的な予算の配分の中から予算を策定していくというところがあり、教育委員会としましては、なるべく早いうちにそういった整備ができるように進めていくつもりでございます。御理解いただきたいと思っております。

○河村委員

要望しときますが、財政的にはこれだけ減額になったら助かったという話なんで、一年でも早う終わったら現場からすりゃあもっと喜ぶ話だから、次から次へ仕事をこなしていくほうがええと思われし、そのことが結果として学校からも喜ばれるような話ではないかなと思っておりますので、できるだけ大きな計画を立てて積極的に要はお金の収入のめどさえ立てば、積極的にそれを推進していくというような形で実施をお願いできたらと思っております。要望です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係所分

(1) 付託事件審査

①議案第28号 平成29年度光市一般会計補正予算（第5号）（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

12ページの土地売払収入でソフトウェアセンターが最後売れて、もう解散したんですかね。最終的な分配というような形になったんですか。今回の土地が売れたことで、最後の精算に何か変化があったんですか。

○森重副市長

山口県ソフトウェアセンターのお尋ねでございますので、私からお答えをさせていただきます。

さきに報道でも少し出ておりますけれども、2月14日に山口県ソフトウェアセンターの臨時株主総会が開催されたところでございます。お尋ねのありました山口県ソフトウ

エアセンターの解散につきましては、もう解散議決をとっておりますので、現在精算業務に入っているところでございます。

本日、御議決をいただきます土地売払収入につきましては、解散議決をいただいたものの建物は株式会社のもの。底地は、光市が所有しておりましたことから、あわせて売却をするという方針を立てて、購入先を選定をさせていただいたところ、このたび競争入札によりまして、売払いの相手方が決定いたしましたことから、このたび、このような形で御議決を賜ることになったものでございます。

お尋ねのあります今後の株式会社の行方につきましては、今、議員からもお話がございましたとおり、残余財産がございますので、それに加えて建物の売却価格を加えたものについて、出資割合に応じて分配をしていくことになろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

建物の割合はどれぐらいなんです。今回1億ちょっとやったよね。

○森重副市長

やはり株式会社のことでございますので、私からお答えをさせていただきます。

建物につきましては、3,594万円でございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

○森重副市長

恐れ入ります。私の今の答弁について訂正をさせていただきたいと存じます。

3,881万円でございます。

○河村委員

地代が極端に安いような気がするが、そうでない。評価がえの金額で間違いない。いやいや、3,881万円とこう言われたから、差し引きすると何ぼか7,000弱くらいかな。

○森重副市長

私の説明が少し混乱していましたので、改めて御説明を申し上げますと、このたびの補正で土地の代金につきましては、財産売払収入で補正予算並びに公有財産の売却についての御議決をいただく議案を提出させていただいておりますけども、この土地の価格が1億2,005万7,200円でございます、それとは別に建物の金額が3,881万円余りでございます。

○河村委員

わかりました。中山川ダムがあったですね。30ページですか。放流設備をできなっただというような話があったんですが、私がいつやったですか、昨年お尋ねしてから、中山川ダムのいろんなことを決めたりする調整会議みたいなものはあったんでしょうか。あったんなら、その中身をちょっと教えてもらっていいですか。

○岡村企画調整課長

調整会議等については、ございません。特に開かれておりませんし、そういった仕組みもないのが現状でございます。

以上でございます。

○河村委員

前に聞いたときには、ダムの協議会のようなものがあるというふうに本会議で答弁をされましたが、全くそういうものはない。

○岡村企画調整課長

中山川ダムにつきましては、水利権を工業用水に転用するというので私ども所管というふうになったわけでございますけれども、私が現状認識している限りでは、今現在そういった会議は特にございません。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、この例えば予算を立てたり、あるいは今回のように残ったという話になったときには、一方的に中山川ダム事務局というか、県のほうからそういう通知が来るだけ。

○岡村企画調整課長

ダムの負担金につきましては、大体11月ぐらいに次年度の計画というか見込みの通知がございまして、こういったような形で途中で計画が変更ということになれば、事前に連絡なり、報告なりはございますが、そういったやりで実際には調整が行われているということでございます。

○河村委員

それなら、要は中山川ダムがあるのが岩国市、今はね。岩国市にしても維持管理については、いろいろ地元の意見ちゅうのが当然そこへあると思うんです。そういう協議会を持つことをまず提案をしていただけますかね、県に対して。さっき放流設備が更新できなかつたと、こういう話で、前にも発電の話をちょっとしましたけど。あれだけの高さから放流をせんにゃいけんわけですから。そうすると、それをある意味で言えばチャンスぐらいに捉えて、その発電をつくるちゅうのはええことじゃろうと思うんですが、

そのあたりの提案をぜひしていただきたいなど。

その提案をするためには、そういう会がなければ提案できませんので、うちよりも、もっと岩国からすりゃあ、そんなもんつくりたいと思うちよるはずなんで、ぜひ、県に対して要望していただきなど。要望で結構でございます。

以上です。

○田邊委員

どうもおはようございます。

18ページの移住定住促進事業の減額なんですけど、228万円。これはいわゆる移住セミナー及び空き家改修等助成事業、そういったところのことで減ったわけですか。全体的には。

○岡村企画調整課長

こちらの移住定住促進事業の関係の減額補正については、ふるさと納税の関係の費用の調整ということで、そういった補助金等の関係ではございません。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。クラウドシステムの1,295万円なんですけど、このクラウドシステムは4市1町による基幹システムの共同利用なんですけど、この減額されたのは4市1町全て同じなんですかね。減額されたのは、使用料なんかは全部4市1町で一緒の金額なんですか。この使用料なんかはどういうことなんですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

お尋ねのクラウドシステムの部分でございますが、今回の予算に計上しておりますのは、光市の減額分のみでございます。これは全体の総額を各市町の負担割合に応じて按分したものでございますので、ほかの市町とは金額は異なるものとなっております。

○田邊委員

わかりました。理解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

議案第28号 平成29年度光市一般会計補正予算（第9号）（市民部所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

1点だけお聞きいたします。

ページが17ページ、18ページ。

地域づくり推進事業費ですけど、今度、地域づくり支援センター体育館の照明3基を次の予算で出てくるんでしょうけど、一斉LED化するために、3基分80万円マイナスということですけど。これ、すみませんけど、もうちょっと詳しく概要的に、一斉では何基ぐらいあって、金額的にどれぐらいかかるのか。ちょっと、いけんですかね、補正では。

○委員長

これは予算にかかわる内容になりますけど、執行部、回答はよろしいですか。

○森重委員

連動しちよるってことで。

○縄田地域づくり推進課長

今回の80万円の減額につきましては、全18基中3基が不良のため点灯してないという状況にあり、その3基を交換するための工事費80万円を減額するというものでございます。

以上です。

○森重委員

今、この3基はもう消えているということです。

○縄田地域づくり推進課長

実際は、2基は全くついてない状況で、もう1基については、ついたり消えたりという状況であります。

以上です。

○森重委員

わかりました。じゃあ、一斉LEDを期待しておきます。

以上です。

○河村委員

今、体育館の照度は何ぼあったかね。

○縄田地域づくり推進課長

照度につきましては、今、手持ち資料ございません。すみません。

○河村委員

今、トイレのほうのこないだ改修がしてあったので、それはそれでよかったと思うのですが、建物ちゅうのは、最初に全部基準があってできちよるんで、トイレがなくなってええ。あるいは照明器具がなくなってええという発想はどこにもない。特にスポーツをやる体育館なんで、照度がなかったから玉が見えなかつたりする。丸っきりそういう不具合に対応できんということになるんで、そのあたりのところはよく対応をするのに注意をしていただいたら助かるなど。要望にしておきます。

それから、20ページの13節委託料の中で、さっき説明のところ一番最下段の99万5,000円ですが、固定資産税の評価替え対応システム改修委託料、改修内容の軽減とこう言われたんですが、ちょっともう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○杉本税務課長

改修内容ですが、平成30年度の評価替え、3年に1回に対応するために、平成30年度から平成32年度のデータベースの拡張や評価、課税標準額の計算、また家屋の再建築費評点基準表の整理統合・新設項目の追加等の基準改正にかかるシステム改修の中で軽減されたところがあったということで減になっております。

○河村委員

その軽減の意味がよく飲み込めないんですが、要は改修項目が減ったという話を軽減というのか、何かわかりやすい表現はないですか。

○杉本税務課長

議員仰せのとおり、改修項目が減ったということで、量的にも少なく改修が済んだという意味でございます。

○河村委員

そういうものちゅうのは、最初に委託する前にちゃんと決めて契約をするような気がするんですが、やる間にいい方法が見つかったんで軽減になったとこういう話でええんですか。

○杉本税務課長

新設項目の追加等が少なくなったことや、制度内容がまだその辺で確定してなかったため、契約した段階で改修項目が減ったということです。

○河村委員

通常は、その予算立てをするときには、ある程度、皆整理ができたもので予算立てをするような気がするんですけど。別に安うなったんじゃないけえんですけど。そうすると、それまでの精査がもうちょっと足らなかったかなと思うたりするんで、そのあたりはよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第29号 平成29年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

1点だけお聞きいたします。

66ページ、直営診療所ですけど、大和のです。これはやっぱり年度格差が随分ちょっと大きいような気がして、今回970万というのはちょっと大きいかなと思うんですけど。これは大体算定基準とおかしいですけど、年々あまりにも一定したもんじゃないような気がするんですけど。その算定基準みたいなものをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○田村市民部次長

直営診療施設勘定繰出金でございますが、事業内容として医療機器の整備経費と、保健事業にかかる経費がございます。医療機器の整備がある年は大きくなるというような状況でございます。

以上です。

○森重委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第32号 平成29年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

これ後期高齢者は保険料なんですね。国保は税金で介護保険料ですね。県内でもどの程度のところが税金が残っているのかわかりませんが、統一をしたほうがいいような気がするんですが、何か特段のいつまでも税金にこだわる理由があるんですか。

○田村市民部次長

保険料、税と料の違いという御質問であろうと思いますが、今、後期高齢者医療のほうは保険料、県の広域連合で保険料ということで整理はされております。国民健康保険につきましては、19市町中、税と料が半数程度のような状況でございます。税と料の違いということでございますが、徴収権の時効消滅、保険税は5年と、保険料は2年であるというのが違いであるし、徴収に関する法令ですけど、保険税では地方税法。保険料では国税徴収法ということになっております。

どちらかと言えば、徴収権の時効消滅が長いほうが公平・公正が保てるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○河村委員

時効の分は、請求書を出しても2年で時効なの。保険料は。

○田村市民部次長

督促状の送付などは行っております。

以上です。

○河村委員

督促とか、そういうことをしよつたら、少し延びるんじゃない。それでも2年で時効なの。

○藤本収納対策課長

国保税等は、一応通常で言ったら督促を出して、差し押さえ等、いわゆる滞納処分をした場合は、時効の中断ということで時効を止めることとなります。それと同じように、債権として料も同じような状況で止まるという解釈となります。

○河村委員

だと思います。何か違うんかって言ったら、今の要は差し押さえをするかどうかという話と、あと納入回数とかというのは自由に決められるんじゃないか。料のほうは。周南が保険料で国保なんか徴収しよるけれども、それは結構集めやすい状況。市民

に対して、集めやすい状況がつかれると言うんで保険料に途中でなったような気がするんで、何か言いたいことがあれば言うてちょうだい。

○委員長

補正のこの案件とちょっと内容違いますけど、執行部の回答はいただけますか。

○藤本収納対策課長

光市は合併のときに10期の納付ということで、6月から3月まで10期で薄く広くちゅう形の中で納めやすいちゅうことで10期に今国民健康保険税は支払い方法を定めております。

以上です。

○河村委員

保険料じゃったら、たしか12回で納められるんで、年度跨いで。あんね、税と料の何がええかというのを含めて、今ここで保険料、それさっきの国保税という違いがあったんで、県のほうへ皆行ってしもうたわけじゃから、同じほうが何かわかりやすいような気がする。1回私らも勉強しますけど、ちょっと勉強していただいたらと思いますけどね。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第36号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讚井総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

手前みそで聞くのも聞きにくいんですけど。要は国家公務員に準じて、市の職員も議員もこういう話なんですけど、影響額はどのぐらいなるんですか。

○讚井総務課長

影響額といたしましては、40万8,000円でございます。

○河村委員

さっきの本会議じゃないんですが、見送ることができんのかと。こういうような話を片一方では、まあされるわけです。要は市の職員じゃけ、こうだ、ああだという話じゃなくて、職員も議員も似たようなもんなんで、得に自分で手前みそをやったなというふうな受けとめられ方をされるのは、どうも避けたいというのがあるんで、極力ないほうがええと。しょうがないと思いますよ。だから、しょうがないと思うから、賛成はしませんが、極力は議員の報酬等については、報酬審議会で決めるんだと。こういう建前があるわけですから、そのあたりを踏襲していただいて、そういう結果の中で反映されると、あんまり肩身が狭くなくて済むかな。

以上です。

討 論

○田邊委員

議案第36号光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、この問題なんですけど、民間企業の期末手当、賞与、これは平均ですが、大企業で基本給の約2.5カ月、また中小企業では基本給の1カ月となっております。

大企業、中小企業、零細企業の場合は、黒字なら支給、赤字ならゼロ円などもあります。年末なんか時代として一律2万円、3万円のところも多いので本議案については、もろ手を挙げて賛成することはできません。反対します。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第37号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讚井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第38号 光市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

説 明：讚井総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

この議案なんですけど、2月に議案になった理由を教えてください。

○讚井総務課長

まず、本市の退職手当の支給についての基本的な考え方につきましては、本会議の中で総務部長が答弁したとおり、国家公務員に準じた支給ということにしております。

このたびの国家公務員の退職手当の引き下げの根拠となります改正退職手当法は、昨年の12月の8日、参議院本会議で可決、成立をして本年の1月1日の施行となったところであります。

また、退職手当法の改正とあわせて、同時に成立した国家公務員の改正給与法により、一般職の月例給と勤勉手当が引き上げられたことから、本市では、この光市職員退職手当条例の改正とあわせて、先ほど御審議いただきました一般職の給与に関する条例の改正について、着手をしたところであります。

本議案上程に先立っては、職員労働組合との間で計4回の交渉を実施し、妥結に至ったものでありまして、議案上程までに所定の時間を要したということから、今回の3月議会での上程の運びとなったものであります。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。もう1点いいですか。交付及び施行というところを教えてください。もし、可決された場合は。

○讚井総務課長

可決をいただきました場合は、本日議決、明日交付で、その翌日22日の施行という運びでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

前回の平成25年のときは、翌年ではなかったのでしょうか。その辺のところは説明をお願いします。

○讚井総務課長

前回、平成24年度の見直しのことをおっしゃるのだと思いますが、平成24年度の見直しにおいては、25年の3月の議会でお諮りをして、施行は翌年度からということになっております。

以上です。

○田邊委員

流れはわかりました。

討 論

○田邊委員

議案第38号光市職員退職手当条例の一部を改正する条例。この条例によりますと、5年前から計算上479万円の減額であります。山口県の平均年収を調べたところ、443万円です。したがって、この約一年間の生活費を減額されたように私は思います。この議案については、私は反対します。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

④議案第28号 平成29年度光市一般会計補正予算（第5号）（総務部・消防担当所管分）

説 明：讚井総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

補正予算書の18ページお願いします。

退職金手当が増額に上がっておりますけど、ふえたということなんですけど。この予算の中に私がいろいろ反対したところの関連の反映されているんで、当初5名で17名というのは具体的に説明してもらいたいですけど、よろしくをお願いします。

○讚井総務課長

当初予算では、17名の定年退職分の退職手当を計上していたところでありますが、5名分、早期退職2名、普通退職3名、5名の追加の退職があったことによる退職者の増加ということになります。

以上です。

○田邊委員

先ほどの退職金の手当の条例を改正するような問題があったから、そういった早期退職者がふえたのでしょうか。

○讚井総務課長

この追加の5名の退職者につきましては、そういった理由ではなく自己都合での退職というふうに。

○田邊委員
わかりました。

○河村委員
今の退職で5人の方が自己都合でやめたと、こういう話なんですけど、最近自己都合でやめられる方がふえているような心配がするんですけど、何か原因というものを捉まえておられますか。

○讚井総務課長
このたびの自己都合につきましては、個別の案件でありますのでお答えしにくいところではありますが、結婚等、家庭の事情等であつたりということで聞いております。

○河村委員
明確な理由があつたケースであればいいんですが、何と申すんですかね。人間関係の複雑さとか、いろんな勤務する上での悩みがあるとか、そういう話はないですか。

○讚井総務課長
仕事が職場関係という理由は、今回、ちょっと説明が前後して申しわけないんですが、5名のうち2名は早期退職勧奨の方であります。残り3名が自己都合の退職ということになるんですが、そういった人間関係とか、そういった原因ではないというふうに報告を受けております。

○河村委員
人事課長というのは、そういうときに面談とかというのはないの。

○讚井総務課長
退職の手続をするにあたっては、そうした面談を實際行っているところであります。

○河村委員
自分でやっちゃったら、報告を受けたちゅうんやなくて、自分でやったことについて、私が今言うたことについては答えることはないですか。

○讚井総務課長
ちょっと言い方が変だったかもわかりません。すみません。
面談を行った結果、そうしたことはないということであります。

○河村委員
わかりました。

16ページの18節の中の社会保険料、臨時職員の社会保険料が420万円というのがちょっとあまりにも大き過ぎるんじゃないけど。大体給料があったら、給料の2割とかというはずなんじゃないけれども、それに対応した金額じゃないような気がするんですが、その辺はどんなですか。

○讚井総務課長

この社会保険料なんですが、当初、社会保険加入対象者、臨時職員等なのですが199名分を見込んでおりました。内訳といたしましては、臨時職員106名、嘱託職員が67名、再任用職員26名分を組んでおりました。

これ決算見込みでは、199名分が189名分、マイナス10人。内訳としましては、臨時職員103名、嘱託職員62名、再任用職員24名ということで、結果420万円の減額ということで上げさせていただいております。

○河村委員

10人分、442万円、まあ、そんなもんか。わかりました。

あとさっき消防団のところで、44ページです。

7人の予定が15人ということで、8人ほど退職者がふえたということの339万2,000円。40万円ちょっと、1人あたりですね。ちょっと勤続年数が短いような気がします、何か特段のあれがあったんですか。理由について。

○中倉消防担当課長

退団の理由につきましては、他市への転出は伺っておりますが、個人の御都合であり、退団理由について詳細な調査は行っておりません。

以上でございます。

○河村委員

最近60歳になっても何年か勤続できるということで、消防団の低下、人数減に対応できると思うのですが、こないだ私の地区でもよそへ転出したんでやめちゃったちゅうのがあったんですけど。結構、消防団の人数確保が少しずつ難しくなっている状況だと思うのです。それはここの報奨金の退職金の支払いじゃから、関係ないようなもんではありますが、極力長くいていただけるような雰囲気づくりと言いますか、そういうことが望ましいような気がしますので、要望しておきますので、今、62までなんですかね。65ぐらいまで、もう普通の消防団員はなっちゃうんですかね。その辺だけちょっと。

○中倉消防担当課長

申し合わせによりますと、退職年数でございますが、60歳を迎えた最初の3月31日としております。なお、分団の運営上、必要な人材につきましては、それを延長することとしております。

以上でございます。

○河村委員

その延長期間というのは、分団で例えば70でもええという話。それと、退職金については、もう60歳で一応精算するということでええんですか。

○中倉消防担当課長

まず年齢につきましては、階級や分団の運営状況を勘案し任期を4年毎に延長しているところでございます。

次に、退職報償金につきましては、退団されるときにお支払いすることとしております。

以上でございます。

○河村委員

退職するときというのは、何か規約が当然ありますよね。

○中倉消防担当課長

消防団員の退職報奨金の支給につきましては、光市消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき、実施しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

先ほどのやりとりの中で、退職者の理由とかいうので退職勧奨という言葉が出たんですけど。退職勧奨を使って退職された方がいるんでしょうか。その辺は教えてください。

○讚井総務課長

先ほど申し上げたとおり2名おります。

以上です。

○田邊委員

退職勧奨というのは、詳しく自己都合でもなく、そういった民間企業の場合は何かいわゆる簡単に言えば肩叩きみたいな形なんですけど、そういった退職勧奨で退職されるのは、そういった毎回何名かを退職勧奨でやめるような形が今まであるんでしょうか。失業保険なんかが優遇されるとかいうのはあるとは思われるんですけど、民間企業の場合、そんなのはよろしく願います。

○讚井総務課長

退職勧奨でありますけど、まず勤続年数20年以上、対象となる年齢につきましては45歳以上と、につきましては、これ条例に基づいて募集をして早期退職勧奨に乗ることができるということになっております。

以上でございます。

○田邊委員

退職勧奨をする場合に、そういった話し合いなんか何回か持つんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

退職勧奨、やっぱり名前から言って、民間企業はそんな風潮があるわけであって、今理解はしました。できるだけ、そういった形、定年退職が望ましいかなと私は思います。
以上です。

討 論

○田邊委員

議案第28号平成29年度光市一般会計補正予算（第5号）について、私が議案第36号、38号について反対をしました。これらの条例が予算化されているこの議案には反対をいたします。
以上です。

採 決：全会一致「可決すべきもの」